財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十八条第一項第二号」を「第二十五条第一項第二号」に改める。

第二条中「第二十八条第三項」を「第二十五条第三項」に、「第二十八条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第三条第一項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十八条の二第一項第二号」を「第二十六条第一項第二号」に改める。

第四条中「第二十八条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第五条中「第二十八条の二第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（申請書の記載事項等）

第六条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第五条第一項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　清酒の製造体験に係る製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面

二　清酒の製造体験の内容及び事業計画

三　酒類の販売管理に関する事項

四　その他参考となるべき事項

２　前項第二号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を、法第二十七条第一項に規定する既存の製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

３　法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十七条の四の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「を当該輸出酒類販売場の」とあるのは「を当該輸出酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び次項において同じ。）であるとき、又は法第八十七条の六第八項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。次項において同じ。）。以下この項（第二号及び第四号を除く。）において同じ。）」と、同条第二項中「を輸出酒類販売場」とあるのは「を輸出酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場であるとき、又は法第八十七条の六第八項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場。以下この項（第二号を除く。）において同じ。）」とする。

附　則

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定（第六条第三項に係る部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

○財務省令第三号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第５条関係） 第１号様式 第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)～(8)　略］	**別表第一**（第５条関係） 第１号様式 第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)～(8)　同左］